確かな“安心”をお届けいたします。

インプラント１０年保証

あなたのインプラント治療は“１０年間”保証されます。

GuideDent

「インプラント10年保証」は保証機関に認定されたガイドデント認定会員が、患者さまに贈る新しい、インプラント治療の品質保証です。

＊ガイドデント認定会員とは、90以上にもおよぶ審査項目からなるスコアリングシステムにより評価を受け、
一定水準以上のインプラント治療を遂行する能力を有することを保証機関から実証された適格歯科医療機関のことです。
当歯科クリニックは、適格歯科医療機関の認定を受けた「認定会員」として、インプラント10年保証書の交付を行っています。

インプラント10年保証とは？

インプラント治療の長期品質保証のこと。

●定期メンテナンスの受診が長期治療品質をお約束するための必要条件となります。

“インプラント治療後の万が一”を保証いたします。

「定期メンテナンス」をきちんと受けていたにもかかわらず、
万が一、インプラント体や上部構造が、脱落または破折した場合には、
保証規約に基づき、認定会員が無償で再治療を行います。

“偶然な事故によるアクシデント”も保証いたします。

ご家庭での事故はもちろん、仕事やスポーツ・レジャー中のさまざまな
偶然な事故により生じたインプラント体や上部構造の破折・脱落も、
認定会員が無償で再治療を行います。

転居時も“全国の認定会員の再治療ネットワーク”で保証いたします。

大切なインプラントを万全の体制でサポート！

患者さまの転居等による地理的な条件で、インプラント治療を受けた認定会員において再治療等ができない場合は、保証機関の再治療ネットワークにより最寄りの認定会員をご紹介いたします。

インプラント10年保証“3つの約束と3つの安心”

保証機関による公正で透明な“業界初”のインプラント保証。
だから、信頼とあんしんが違います！

3つの約束

1. 「インプラント体／上部構造」共に保証します。
   ※インプラント体と上部構造の保証限度額がそれぞれ異なる場合があります。
2. インプラント治療が完了した時から10年間保証します。
   ○インプラント体と上部構造の保証責任開始期は異なります。
   ○10年間保証限度額は変わりません。
   ※G-Net［再治療ネットワーク］利用時を除きます。
3. 保証書記載の保証限度額に到達するまで保証します。
   ※保証限度額に到達した場合、この保証は消滅します。

3つの安心

1. 転居時もG-Netで安心です。
   ○全国の認定会員で再治療・定期メンテナンス受診ができます。
   ※無償再治療は共通保証限度額を上限とします。
2. 独自セーフティネットで安心です。
   ○認定会員が廃院しても共通保証限度額まで再治療を補償します。
3. 保証機関によるバックアップ機能で安心です。
   ※インプラント10年保証は歯科クリニックが独自に行う院内保証とは異なります。

保証適用条件

○認定会員において、所定の定期メンテナンスを受診可能な方
○認定会員および保証機関であるガイドデントが、被保証者に認めた方

※定期メンテナンスについては、やむを得ない理由がある場合にかぎり、認定会員以外の歯科クリニックにおいても受診いただけます。

インプラント保証開始までの流れ

保証登録申請 → インプラント治療完了 → インプラント保証開始 → 保証書交付

インプラント10年保証のあらまし

1．この保証のあらまし

（１）保証のあらまし

この保証は、被保証者に対するインプラント治療の長期品質保証であり、所定の再治療事由により、保証期間内に保証部位（注）が脱落または破折した場合に、認定会員（適格歯科医療機関）が無償で再治療を行います。

（注）保証部位とは、この保証の対象となる埋入されたインプラント体（チタン素材の人工歯根）およびその上部構造（人工の歯）のことで、保証書の埋入部位に記載されたものをいいます。

（２）被保証者としてご登録いただける方

認定会員において、インプラント治療を受けられ、次のいずれにも該当する患者さまに限ります。
年齢および性別は問いません。

① 認定会員等において、所定の定期メンテナンスを受けられることに同意された方
② 第三者機関であるガイドデントの保証登録審査に適合された方

（３）登録条件～保証限度額設定についてのご注意

ご登録いただく保証の保証限度額（注）については、次の①から③にご注意ください。
詳細は、認定会員またはガイドデントまでお問い合わせください。
また、患者さまが実際にご登録いただく保証の保証限度額については、【保証書】を必ずご確認ください。

① １インプラントあたりの保証限度額は、認定会員において独自に設定されています。
② インプラント体と上部構造では、保証限度額の設定が異なる場合があります。
③ ガイドデント・ネット（再治療ネットワーク）ご利用の場合、共通保証限度額が設定され、保証書記載の保証限度額が減額される場合がありますのでご注意ください。

（注）保証限度額とは、再治療事由（下表をご参照ください。）に該当した場合に、認定会員が無償で再治療する費用（「再治療費用相当額」といいます。）の上限をいいます。

2．無償で再治療を行う場合、有償で再治療を行う主な場合

この保証は、日本国内においてのみ適用されます。

保証部位	無償で再治療を行う場合（再治療事由）	保証限度額	有償で再治療を行う主な場合
インプラント体 および 上部構造	被保証者(注)が保証期間中に次のいずれかに該当したとき ①認定会員の指示に従い、所定の定期メンテナンスを受診され、口腔内において正常に機能していた状態で、保証部位が脱落または破折したとき ②偶然な事故により保証部位が脱落または破折したとき （注）被保証者とは、保証規約に基づくインプラント保証の対象者で、保証登録後、保証書に記載された患者さまをいいます。	保証書 記載の 限度額	被保証者が次のいずれかに該当し、または、いずれかに起因して保証部位が脱落または破折したとき ●被保証者の故意または重大な過失 ●被保証者の定期メンテナンス不履行 ●インプラント治療前に発生した疾病 ●口腔衛生状態の不良によるインプラント周囲炎等 ●咬合による負担過重に起因したインプラント周囲の骨吸収等 ●インプラント治療後に発生した重篤な疾病 ●認定会員以外で行われたインプラント治療 ●地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ●洪水、高潮、暴風、台風などによる水災　など

ご登録時にご注意いただきたいこと

１．定期メンテナンス受診義務

（１）被保証者には、認定会員等において、次の定期メンテナンスを受けていただきます。

メンテナンス項目	メンテナンスの内容
(a) 再検査とその評価	インプラント周囲の軟組織および硬組織の検査・診断・咬合のチェック、Ｘ 線検査及び被保証者のプラークコントロールの評価
(b) メンテナンス処置	認定会員等による被保証者への注意事項説明、プラークコントロールの強化の指導、歯石除去、インプラント周囲の研磨および咬合調整
(c) コンポーネントに関する不具合への対応	アバットメントスクリューなどのネジ構造物の締め直し、交換、ポーセレンやレジン部の修理、メタルフレームの変形及び破折の処理
(d) 軟組織、硬組織の疾患の処置	アバットメントや上部構造の清掃および滅菌処置

保証期間	メンテナンス回数
第１保証年度[注1]から第２保証年度まで	１年間に２回以上
第３保証年度から第１０保証年度まで	１年間に１回以上

（２）定期メンテナンスを受診されない場合には、無償で再治療を行えませんので、十分ご注意ください。

（注１）保証年度とは、ご登録日（この保証の登録された日のことで、通常はインプラント第１次治療[注2]が完了した日のことです。）から
その日を含めて１年間を第１保証年度といい、以下順次、第２保証年度、第３保証年度となります。
（注２）インプラント治療において、歯を喪失した部分にインプラント体を埋め込む手術を行う治療のことをいいます。

２．保証の責任開始期

（１）インプラント第１次治療が完了した時※からインプラント体（人工歯根）の保証を開始します。

（２）上部構造（人工の歯）の装着が完了した時から上部構造の保証を開始します。

※保証期間は、インプラント第１次治療が完了した時から１０年間となります。

３．保証書について

すべてのインプラント治療が完了してから、ガイドデント所定の「インプラント１０年保証書」を発行し、ＧＡ認定会員が交付しますので、お確かめください。

４．個人情報の取扱いについて

保証登録申請書の「個人情報の取扱いについて」をご覧ください。

ご登録後にご注意いただきたいこと

１．通知事項

被保証者の住所などを変更される場合は、すみやかにご通知いただく必要があります。
ご通知いただけない場合は、重要なお知らせやご案内ができないこととなります。

２．歯科医療機関閉院時の取扱い

認定会員が閉院・廃院に陥った場合の被保証者保護の仕組みとして、「インプラント１０年保証セーフティネット」があります。このガイドデント独自のセーフティネットの詳細は、「重要事項説明書」等をご覧ください。

インプラント10年保証の必要性について

なぜ、いま「インプラント10年保証」を選択すべきなのか、その理由を確認しておきましょう。

理由 1　利便性を高めるためには、全国の再治療ネットワークが必要です。

歯科クリニック独自の保証であれば、当該クリニックの壁を超えて保証することは、一般的には難しいといえるでしょう。
転勤や高齢化に伴う転居等の懸念がある場合にはライフスタイルの変化にも柔軟に対応できるフレキシブルな保証を準備しておく必要があります。

このインプラント１０年保証は、全国の主要都市にある認定会員で「保証書」が有効となる業界唯一のインプラント保証。
ご希望により、転居先等の認定会員で保証が継承※できます。※ご利用条件がございます。

■インプラント保証は「再治療ネットワーク」の有無が決め手

▼5年間に、実に4人に1人の方が転居！※1

▼65歳以上の人口は総人口の23%超！※2

▼日本全国で利用可能な保証書

▶認定会員は全国の主要都市に３００拠点以上のネットワーク【G-Ｎｅｔ】

＊他の認定会員で再治療を行うためには、ガイドデントの承諾が必要となります。
　再治療のみならず、定期メンテナンス受診時にも再治療ネットワークがご利用いただけます。

【出所】※1 国立社会保障人口問題研究所「第6回人口移動調査」 ※2 総務省統計局 統計からみた我が国の高齢者-「敬老の日」にちなんで-

理由 2　本物の“あんしん”が長続きする工夫があります。

１０年にもおよぶ長期保証の場合、甚大な災害による医療施設の被災や医師の高齢化による執刀不能など、歯科クリニックも様々なリスクにさらされています。
インプラント１０年保証は、これまでの院内保証とは異なる「第三者関与のしくみ」を導入することで保証の安全性そのものを高める工夫をしています。
日本国外へのリスク分散・移転等も、１０年間途切れることのないインプラント保証をご提供する工夫の１つです。

■「第三者関与のインプラント保証」のしくみ

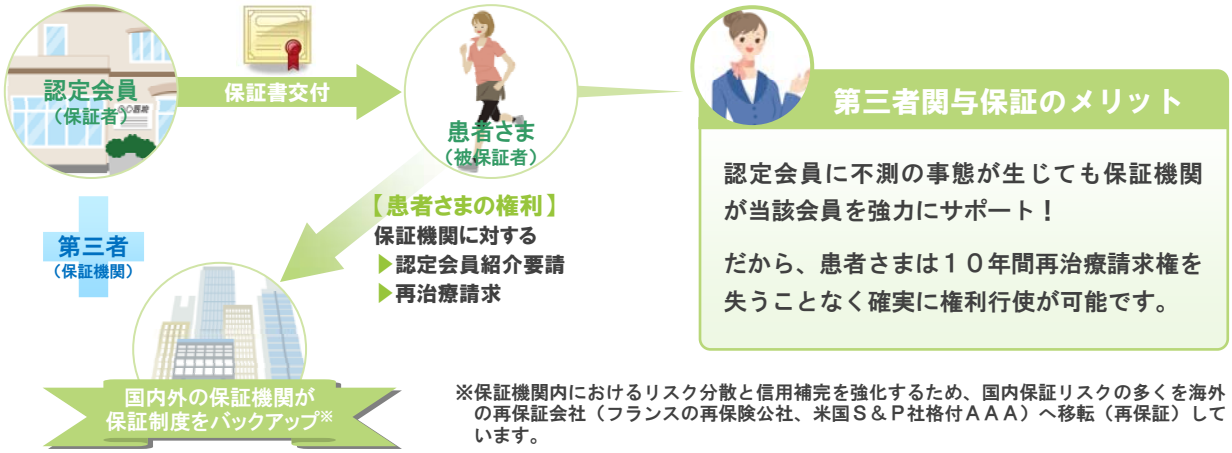

※保証機関内におけるリスク分散と信用補完を強化するため、国内保証リスクの多くを海外の再保証会社（フランスの再保険公社、米国Ｓ＆Ｐ社格付ＡＡＡ）へ移転（再保証）しています。

理由 3　患者さまをお守りするための公正で透明な保証制度です。

保険外治療（自費診療）の増大に伴い、歯科治療をめぐる患者さまとのトラブルも年々増加傾向にあります。
インプラント１０年保証は、第三者である公平・中立な保証機関が関与することで、保証事故に対する適正かつ迅速な審判も期待できます。
万が一のトラブルにも、スムーズなお手続きとすみやかな再治療をお約束いたします。

■歯科治療に関する相談件数推移

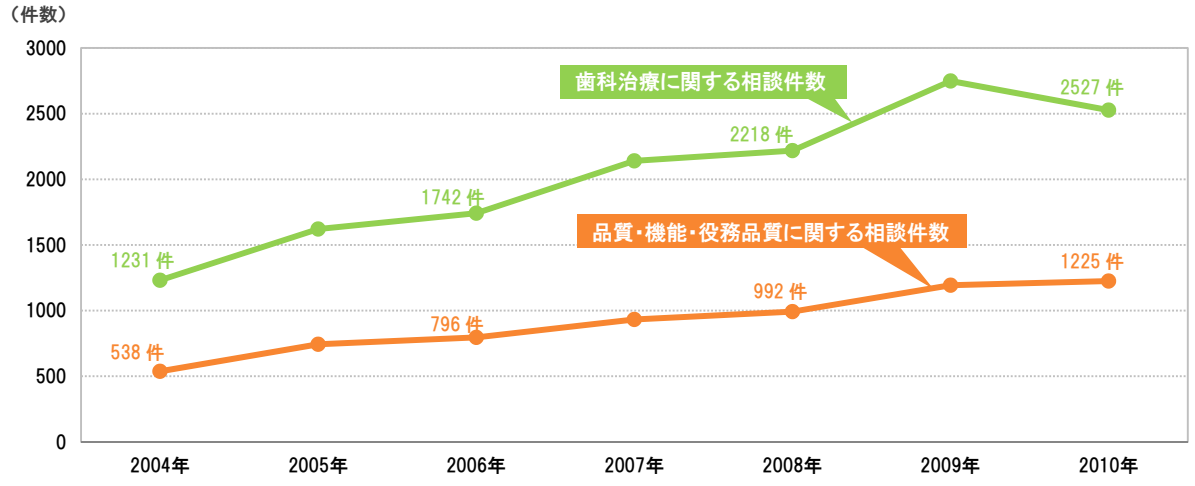

【出所】国民生活センター／消費生活相談データベース（PIO－NET）よりガイドデントが作成

インプラント10年保証の必要性について

理由 4　二重のバックアップ体制により独自セーフティネットを構築しています。

インプラント１０年保証は、国内外の第三者保証機関の保証資力と再治療ネットワークを基盤に、認定会員がインプラント治療の品質を１０年間にわたり保証するものです。

万が一、認定会員に不測の事態が生じた場合でも、当該会員にかわって、保証機関が全国の認定会員を通じて再治療を行いますので、ご安心ください。

■数字でみる歯科医療機関

●全国歯科診療所数 68, 097施設
＊全国コンビニ 43, 492店

●開設者別施設割合
個人事業:医療法人＝84:16

●動態状況(1年間)
開設・再開:1, 868施設
廃止・休止:1, 550施設

●歯科医師の年齢構成
50歳以上48, 6%(平均年齢 50, 2 歳)

【出所】厚生労働省「医療施設調査・病院報告の概況」(平成 21 年)、「医師・歯科医師・薬剤師調査の概況」(平成 20 年)
社団法人日本フランチャイズチェーン協会コンビニエンスストア統計(平成23年4月)

■インプラント１０年保証のしくみ

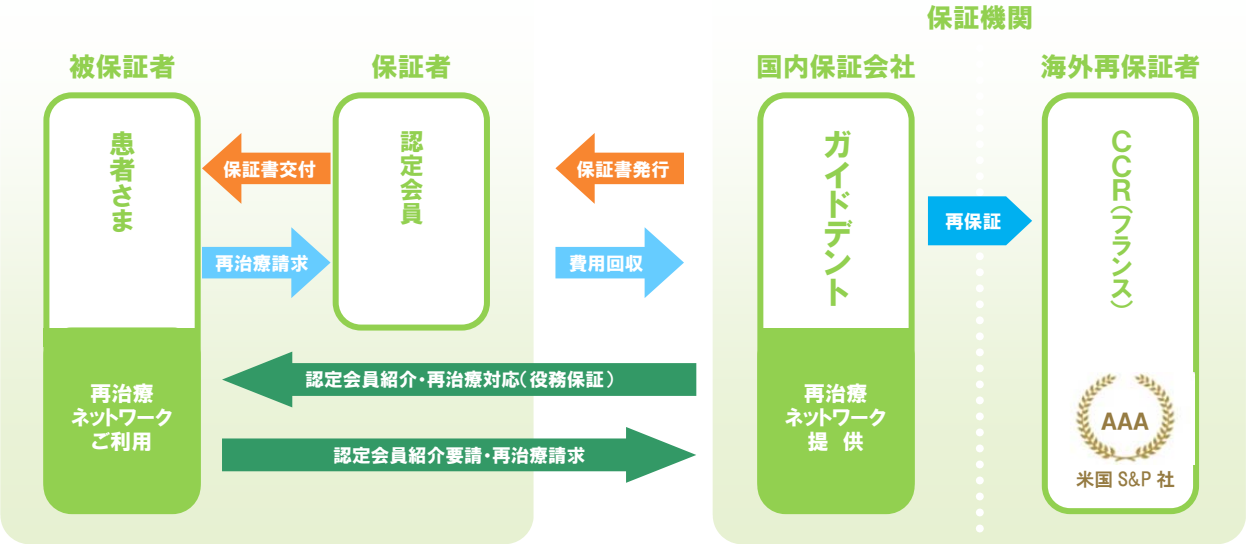

一見すると複雑なシステムに思われるかもしれませんが、基本的なしくみは、「認定会員（適格歯科医療機関）が保証者となり、保証規約に基づき、患者さま（被保証者）を保証する。」いたってシンプルなインプラント保証です。

理由 5 より充実した保証制度をめざして再治療ネットワークが拡大中です。

インプラント１０年保証をご利用いただける認定会員が、全国的に拡大中！※

認定会員の検索は、Ｗｅｂまたはお電話でお問い合わせください。

インプラント10年保証　検索

※認定会員数：全国342拠点（平成23年4月現在）

インプラント10年保証豆知識

ご存じですか？
医療費控除のこと。

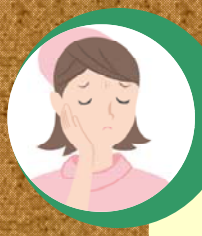

「医療費控除」とは？

インプラント治療等多額の医療費を支払ったときは、確定申告を行うことで所得税が還付される場合があります。
サラリーマンの方は、会社で行なう年末調整とは別に、ご自分で、税務署に行かれて、確定申告（翌年２月１６日から３月１５日まで）で医療費控除の手続きをする必要があります。

医療費控除額の計算方法について

あなたや生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った医療費があるときは、次の算式によって計算した金額を医療費控除として所得から差し引くことができます。

〔その年中に支払った医療費※注1〕－〔保険金などで補てんされる金額※注2〕
－〔１０万円または総所得金額の５％（どちらか少ない額）〕
＝〔医療費控除額（最高２００万円）〕

※注１：1 月 1 日から 12 月 31 日までに実際に支払った医療費に限って控除の対象となります。未払となっている医療費は、実際に支払った年の控除対象となります。
※注２：保険金などで補てんされる金額とは、生命保険契約などの医療保険金、入院費給付金や社会保険などから支給を受ける療養費、出産育児一時金、医療費の補てんを目的として支払を受ける損害賠償金などです。

※医療費控除の詳細については、最寄りの税務署へお尋ねください。

インプラント10年保証のよくある質問 Q & A

Q1 定期メンテナンス費用は保証対象になるのですか？

A1 いいえ、保証の対象ではありません。定期メンテナンス費用は、被保証者のご負担になります。

Q2 『偶然』とはどういう意味でしょうか？

A2 トラブルの原因または結果の発生が被保証者にとって予知できない、被保証者の意思に基づかないことを意味します。

Q3 『定期メンテナンス』は認定会員で受けなければいけないのですか？

A3 はい。特別な事情がないかぎり、認定会員において定期メンテナンスを受診してください。

Q4 保証対象になる「偶然な事故」とは、具体的にどのような事故でしょうか？

A4 【保証対象になる偶然な事故の例】
- 自転車で転倒して顔面を殴打したため、インプラント体が脱落した。
- 野球の練習中に顔面にボールが当たり、インプラント体が破折した。
- かたい物を噛んだ際に、上部構造が破折した。
- 交通事故に遭遇し重症を負った。その事故が原因で上部構造が脱落した。

Q5 定期メンテナンスを受診していたにもかかわらず、インプラント周囲炎になってしまいました。インプラントの除去が必要と診断されたのですが…。

A5 ご安心ください。保証限度額の範囲内であれば、保証規約に基づき、認定会員において無償で再治療を受けることができます。

ここまで違う！インプラント１０年保証

保証機関であるガイドデントが認定会員の保証履行確保の措置を行う**業界初**のインプラント保証だから、歯科クリニックが単独で行う院内保証（自家保証）にはない**様々な特長**があります。

特長 1 保証の内容・範囲がよりワイドに充実！

「患者さまに生じた偶然な事故」は、歯科クリニックが行う院内保証では、一般的に保証されません。かかる事故は、インプラント治療の品質保証の本質から外れ、その保証責任を歯科クリニックが免れるからです。インプラント治療は、喪失された歯の単なる補綴治療ではなく、生活の質の維持・向上が究極の目的。

●インプラント10年保証なら、思いがけないトラブルにも対応。

特長 2 １０年間確実に保証を履行します！

保証者である歯科クリニックの閉院等不測の事態に備えるためには、第三者の存在が必要不可欠といえます。歯科クリニックが単独で行う院内保証の最大のデメリットは、「保証書」が紙切れ同然にならない保証がどこにもないところです。

●インプラント10年保証なら、認定会員の万が一にも、独自のセーフティネットで再治療の機会をお約束します。

特長 3 第三者の目で厳しく治療品質を評価！

ガイドデントは、認定会員が行った患者さまに対するインプラント治療内容を確認のうえ、保証審査基準に基づき、保証登録の適否を判断しています。従って、保証登録を行うためには、第三者の厳しい目でその治療品質の評価を受けます。

●インプラント治療の透明性を高め、安心・安全なインプラント治療の普及促進にもインプラント10年保証が寄与しています。

特長 4 ライフスタイルの変化にも柔軟に対応！

10年先のライフスタイルの変化は誰にも予測できないもの。転居等患者さまのご都合により、インプラント治療を受けた認定会員で再治療ができない場合には、登録審査基準に適合した最寄りの認定会員が当該会員にかわって治療を行います。

●インプラント10年保証なら、予期せぬライフイベントにも柔軟に対応。全国ネットワークで再治療の機会をお約束します。

万一の再治療事由発生時の手続きについて

再治療事由が生じたら

保証部位に再治療事由が生じた場合は、認定会員またはガイドデント（ガイドデント・サポートデスク）までご連絡ください。
被保証者専用のＷＥＢサイト「ガイドデント・コンシェルジュ」でも受付を承っております。

ガイドデントへのご連絡は
良い歯　みんな
0120-418-367（無料）へ
ホームページアドレス　http://www.guidedent.org

■ 規約に基づき被保証者が再治療の請求を行うときは、認定会員またはガイドデントへ保証書をご提示ください。
また、認定会員またはガイドデントが求める書類をご提出いただきます。
■ 保証請求権については時効（２年）がありますのでご注意下さい。

保証のご請求から再治療まで

認定会員またはガイドデントに再治療事由のご連絡をいただいた後に、再治療を受けていただくための手続き（再治療請求手続き）が必要となります。
再治療をお受けいただくおおまかな流れは次のとおりです。
万一の再治療事由発生の際は、認定会員またはガイドデントよりあらためてご説明いたしますので、詳しくは認定会員またはガイドデントまでお問い合わせください。

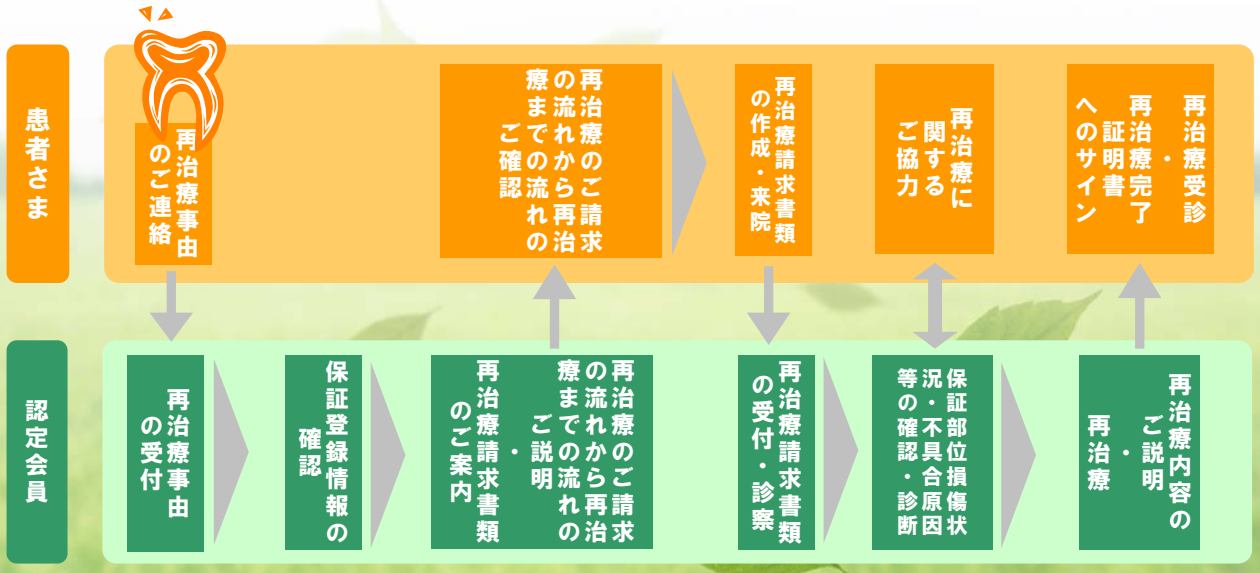

ガイドデント・サポートデスク　受付時間／AM10:00～PM5:00（土日祝日・年末年始休）

ガイドデント・ネット“G-Net”のご案内

G-Ｎｅｔ

**全国の認定会員の再治療ネットワークを利用して
適格歯科医療機関のご紹介も行っております。**

このようなときに、『G-Ｎｅｔ』は患者さまのお役に立ちます。

■ 患者さまの転居等により、インプラント治療を行った認定会員で再治療を受けることが著しく困難になったとき
■ インプラント治療を行った認定会員の転院等により、当該認定会員で定期メンテナンスを受けることが著しく困難になったとき　など

**ライフイベント対応型のインプラント１０年保証なら
転勤・転居から予期せぬ災害まで“G-Ｎｅｔ”が、
全国の認定会員における再治療の機会をお約束します。**

＊本サービスのご利用は、ガイドデントの承諾が必要となります。
ご相談内容によってご対応できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。
G-Netに関するご相談は、認定会員またはガイドデントまでお問い合わせください。
＊本サービスのご利用により、保証書記載の保証限度額が減額する場合があります。
G-Netご利用時は、下表の共通保証限度額が適用されます。

■共通保証限度額／1インプラントあたり

保証部位	G-Netご利用後の保証限度額
上部構造	100,000円
インプラント体	200,000円

●G-Netの詳細については、「重要事項説明書」等をご覧ください。

GuideDent

●あなたの“第2の永久歯”インプラントを健康で美しく保つためには、インプラント治療後のメンテナンスが重要です。

株式会社 ガイドデント
ガイドデントは、インプラント治療による QOL
（Quality of Life）の向上を応援しています。

〒151-0072 東京都渋谷区幡ヶ谷 1-34-14 宝ビル 7F
ガイドデント・サポートデスク 0120-418-367（無料）
ホームページアドレス http://www.guidedent.org

●認定会員へのご相談・お問い合わせ

２０１１年１１月１日以降保証登録用